

令和4年度

第11回観音寺市農業委員会定例会

議 事 録

令和5年2月21日開会

観音寺市農業委員会

## 観音寺市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和5年2月21日(火) 午後2時～午後3時30分

2 開催場所 観音寺市役所5階 会議室

3 出席委員 18人

- 1番 合田 政光 (会長)
- 2番 森川 敏博
- 3番 高橋 章
- 4番 高橋 啓二
- 5番 富田 敏弘
- 6番 大西 恒利
- 8番 篠原 元良
- 9番 山岡 都男
- 10番 石川 豊
- 11番 高橋 昌寿
- 12番 久保 省治
- 13番 藤岡 光夫
- 14番 小出 由弘
- 15番 石川 太郎
- 16番 大西 哲治郎
- 17番 田中 光雅
- 18番 合田 朝子
- 19番 齋藤 律男 (副会長)

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について<農業委員会許可>
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>
- 議案第4号 農地転用許可後の事業計画の変更について <香川県知事許可>
- 議案第5号 観音寺市農用地利用集積計画(案)について
- 議案第6号 農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)について
- 議案第7号 農地利用最適化推進委員の辞任について

5 農業委員会事務局等出席者

事務局長	森川 省三
事務局次長(農政管理係長)	藤村 佳広
事務局主任(農地係長)	石井 盟人
公益財団法人香川県農地機構 農地集積専門員	大喜多 幸治

## 6 会議の概要

(午後2時 開会)

**事務局長** ただ今から令和4年度観音寺市農業委員会第11回定例会を開会いたします。

本定例会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程に基づき、現に在任する委員19人の過半数である18人が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。それでは、合田会長、議事進行をよろしくお願ひいたします。

**議長(会長)** ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第20条第2項に基づき議事録署名委員を2名指名させていただきます。

署名委員さんは6番 大西 恒利 委員、並びに11番 高橋 昌寿 委員のご両名にお願いします。

それでは、これより議事に入ります。「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。事務局より説明をお願いします。

**農地係長** 失礼いたします。

それでは、議案第1号について説明させていただきますので、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第3条第2項の各号に該当しないので、許可する。

令和5年2月21日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は6件です。

議案書3ページをご覧ください。

1番の譲渡人は、自身の農地が管理できないことから農地の処分を検討しており、隣接農地の耕作者である譲受人と交渉の結果、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

2番の譲渡人は、県外在住で農地の処分のため譲渡人と交渉し有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大するものです。

3番の譲渡人は、もともとは木之郷町に住所があったものの現在は昭和町在住のため農地の管理に苦慮しておりました。そこで、隣接農地を所有する譲受人と交渉し、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

4番の案件は生前贈与するものです。譲渡人と譲受人は親子で、所有する農地のすべてを子の名義に変更する予定です。

5番の申請地は、譲受人が貸借により耕作しておりました。所有者と話し合った結果、所有権移転することで話がまとまったものです。譲受人は認定農業者であり、今後も申請地で営農していく方針です。

6番の申請地は、譲受人とその父親名義が貸借により耕作しておりました。譲渡人は市外在住で農地の管理ができないため譲受人に無償の所有権移転を打診し、話がまとまったものです。譲受人は認定農業者で本件により経営規模の拡大を図るものです。

議案第1号については以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

**議長(会長)** 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番について、森川 敏博 委員 補足説明をお願いします。

**森川委員** 別に問題ありません。

**議長(会長)** 2番について、高橋 章 委員 補足説明をお願いします。

**高橋委員** 別に問題ありません。  
**議長 (会長)** 3番について、大西 恒利 委員 補足説明をお願いします。  
**大西委員** 別に問題ありません。  
**議長 (会長)** 4番について、高橋 啓二 委員 補足説明をお願いします。  
**高橋委員** 別に問題ありません。  
**議長 (会長)** 5番について、石川 太郎 委員 補足説明をお願いします。  
**石川委員** 別に問題ありません。  
**議長 (会長)** 6番について、大西 哲治郎 委員 補足説明をお願いします。  
**大西委員** 別に問題ありません。  
**議長 (会長)** 地区委員さんより補足説明がありました。全体で何かご意見等ありませんか。  
**全委員** 異議なし。  
**議長 (会長)** 全員異議がないようですので、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたします。次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

**農地係長** 失礼いたします。それでは、議案第2号について説明させていただきますので、議案書の6ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和5年2月21日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は3件です。

1番の申請者は小比賀 節子様です。転用目的は貸住宅です。無断転用を解消するものです。申請場所は、市道に接する都市計画区域外の第2種農地です。

家屋の建床面積は合計384.14㎡で土地利用率は66.30%です。

昭和31年頃に亡父が住宅や物置を建築しており、相続登記をしたところ、地目が田となっていることが判明し、今後このようなことがないようにと反省し、始末書を付しての転用申請です。

2番の申請者は佐伯 芳信様です。転用目的は農家住宅で、無断転用を解消するものです。

申請場所は、市道に接する都市計画区域外の第2種農地です。

利用計画ですが、家屋の建床面積の合計は333.16㎡で土地利用率は35.10%です。

平成7年頃に農地として取得し、農業用施設のため転用不要と考え、物置や作業場を建てたものです。農地法の知識がなく、無断転用となっており、今後このようなことがないようにと反省し、始末書を付しての転用申請です。

3番の申請者は堀口 光久様です。転用目的は敷地拡張で、無断転用を解消するものです。

申請場所は、国道に接する都市計画内非線引き地域の第2種農地です。

利用計画ですが、店舗用地の駐車場として利用予定です。

以前から造成されており、農地として意識することなく利用しておりました。今回、資産の確認を行っていたところ、無断転用となっていることに気づき、今後このようなことがないように始末書を付しての転用申請です。

議案第2号については以上であります。ご審議よろしくをお願いいたします。

**議長 (会長)** 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1について、森川 敏博 委員 補足説明をお願いします。

**森川委員** 別に問題ありません。

**議長 (会長)** 2番について、藤岡 光夫 委員 補足説明をお願いします。

**藤岡委員** 別に問題ありません。  
**議長 (会長)** 3番について、田中 光雅 委員 補足説明をお願いします。  
**田中委員** 別に問題ありません。  
**議長 (会長)** 地区委員さんより補足説明がありました。全体で何かご意見等ありませんか。  
**全委員** 異議なし。  
**議長 (会長)** 特にないようですので、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

**農地係長** 失礼いたします。それでは、議案第3号について説明させていただきますので、議案書の8ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。令和5年2月21日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は17件です。

議案書9ページと位置図をご覧ください。

1番の申請者はルートイン開発株式会社 代表取締役 永山 勝利様で、長野県上田市に主たる事務所を置き平成6年設立、資本金3000万円で、建築工事、土木工事の請負及び施工を営む法人です。

転用目的はホテルで、賃借権設定しようとするものです。

申請場所は、南町字四丁目甲2088番2外11筆で観音寺小学校から南西約700mに位置し、県道に接する都市計画用途地域、準工業地域の第3種農地であり、転用面積は地目が田4837㎡です。

利用計画ですが、ホテル1棟8階建763.55㎡です。

駅から約1キロ以内かつ主要道路付近の用途地域内でホテルを建築するために、土地を探していたところ、農地の管理に苦慮していた所有者と話がまとまり、転用申請に至りました。

ホテルは8階建て216室の予定であり、建物800㎡、駐車スペースや通路用地等を考えると規模として妥当と考えます。雨水に関しては溜枘を設置し隣接水路へ放流、污水に関しては公共下水道に接続を行う予定です。隣接農地所有者の同意、土地改良区の意見書や水利の同意を得ていることから許可相当と考えます。

2番の申請者は三好 元気様、なぎさ様です。転用目的は一般住宅で、使用貸借権を設定しようとするものです。申請場所は、市道に接する都市計画内非線引き地域の第2種農地です。利用計画ですが、家屋の建床面積の合計は188.86㎡で土地利用率は32.51%です。

転用面積が500㎡を超えていますが、同一所有者の農地は隣接地になく、過少残地を適用し、利用率30%以上であるため許可相当と判断します。

3番の申請者は有限会社 山本塗装 取締役 山本 啓二様で、観音寺市村黒町に主たる事務所を置き昭和43年設立、資本金300万円で、建築、工作物の塗装を営む法人です。転用目的は事務所用地拡張で有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、市道に接する都市計画内非線引き地域の第2種農地です。

転用に及んだ理由ですが、事業拡大により従業員や社用車の駐車場が必要となり、会社付近で土地を探していたところ、隣接農地所有者が農地の管理に苦慮しており、話がまとまり転用申請に至りました。

4番の申請者は株式会社 イシカワ不動産代表取締役 石川 義和様で、観音寺市吉岡町214番地7に主たる事務所を置き平成元年設立、資本金3500万円で、不動産の売買、賃貸、管理を営む法人です。

転用目的は分譲住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、市道に接する都市計画区域内非線引き地域の第2種農地です。

利用計画ですが、分譲住宅1棟2階建74.20㎡、分譲住宅3棟2階建158.97㎡、合計で233.17㎡で土地利用率は24.16%です。

転用に及んだ理由ですが、柞田町中出地区は分譲住宅の引き合いが多く、分譲住宅の建築を検討していたところ、高齢のため農地の管理に苦慮していた所有者と話がまとまり転用申請に至りました。

5番の申請者は有限会社 庄栄不動産代表取締役 庄司 三千雄様で、観音寺市植田町に主たる事務所を置き平成2年設立、資本金300万円で、不動産の売買、賃貸、管理等を営む法人です。

転用目的は宅地分譲で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、市道に接する都市計画用途地域第一種低層住居専用地域の第3種農地です。

転用に及んだ理由ですが、学校やスーパーが近いため柞田地区で分譲地の引き合いが多く、土地を探していたところ、高齢で農地の管理に苦慮している譲渡し人と話がまとまり転用申請に至りました。

6番の申請者は株式会社 森川ステンレス工芸 代表取締役 森川 恭行（やすゆき）様で、観音寺市出作町851番地に主たる事務所を置き昭和63年設立、資本金1000万円で、ステンレス鋼・アルミニウム、その他各種金属の加工及び販売を営む法人です。転用目的は露天駐車場及び進入路で、有償の所有権移転をしようとするものです。申請場所は、市道に接する都市計画区域外の第2種農地です。

転用に及んだ理由ですが、事業拡張により従業員駐車場の確保と大型車の侵入のための進入路を確保したいと考えていたところ、隣接地の農地所有者が高齢のため管理に苦慮していたので、話がまとまり転用に至りました。

7番の申請者は二宮 尚弥様です。転用目的は非農家の自己住宅で、使用貸借権を設定しようとするものです。申請場所は、市道に接する都市計画区域外の第2種農地です。利用計画ですが、家屋の建床面積126.69㎡で土地利用率は25.49%です。

転用に及んだ理由ですが、妻と子どもと3人でアパートに住んでおりますが、子どもの成長に伴い手狭となり、実家から近い祖父の土地に家建て、子育てを親に手伝ってもらいたいと考え農地転用に至りました。

またこの土地は、昔から、納屋が建っており、無断転用状態であったので、今後このようなことがないようにと反省し、始末書を付しての転用申請です。

8番の申請者は宗教眞光 代表役員 佐々木 孝則様で、岐阜県高山市に主たる事務所を置き昭和53年設立された宗教法人です。転用目的は道場用地で、有償の所有権移転をしようとするものです。申請場所は、市道に接する都市計画区域外の第2種農地です。

転用に至った理由ですが、宗教活動を広げるため、自己所有地を確保し、活動を広げたいと考え農地を探していたところ、農地の管理に苦慮していた譲渡人と話がまとまり転用申請に至りました。

9番の申請者は株式会社 ファミリーマート 代表取締役 細見 研介様で、東京都港区芝浦に主たる事務所を置き昭和56年設立、資本金166億5900万円で、フランチャイズシステムによるコンビニエンスストア事業を営む法人です。

転用目的は店舗用地拡張で、賃借権を設定しようとするものです。

申請場所は、国道に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田563㎡です。併せ地は宅地1771.49㎡、合計で2334.49㎡です。

転用に及んだ理由ですが、駐車場不足が慢性化していたため、駐車場拡張用地を探していたところ、隣接地の農地所有者が農地の管理に苦慮しており、話がまとまり転用申請に至りました。

10番の申請者は安藤 涼太郎様 幸代様です。転用目的は非農家の自己住宅で、使用貸借権を設定しようとするものです。

申請場所は、市道から20メートル入った都市計画区域外の第2種農地です。

利用計画ですが、家屋の建床面積が99㎡で土地利用率は23.91%です。

転用に至った理由ですが、現在アパートで妻と生活していますが、今後のことを考え、両親が住む住宅に隣接した土地に住宅を建てようと計画し転用申請に至りました。

11番の申請者は共聴開発株式会社 代表取締役 伊井 政志様で、徳島市西須賀町に主たる事務所を置き昭和52年設立、資本金7000万円で、情報通信設備工事を営む法人です。

転用目的は敷地拡張で、賃借権を設定しようとするものです。申請場所は、市道に接する都市計画区域外の第2種農地です。

転用に及んだ理由ですが、香川県、愛媛県でも工事が増えているため、営業拠点が必要となり農地を探していたところ、高齢で農地の管理に苦慮していた所有者と話がまとまり転用申請に至りました。申請地は貸借以前から造成されてしておりました。今回農地法のことを知り、今後このようなことがないように始末書を付しての転用申請です。

12番の申請者は株式会社 マルトヨ 代表取締役 岡下 奉弘様で、観音寺市大野原町萩原に主たる事務所を置き平成26年設立、資本金100万円で、自動車の修理、販売業を営む法人です。

転用目的は廃車置場で、使用貸借権を設定しようとするものです。申請場所は、市道に併せ地が接する都市計画区域外の第2種農地です。

転用に及んだ理由ですが、自社工場が手狭であり、車両や廃車置き場を探していたところ、不整形のため管理に苦慮していた農地であったため転用申請に至りました。

13番の申請者は植岡 昂紀 様 植岡 綾 様です。転用目的は一般住宅で、使用貸借権を設定しようとするものです。

申請場所は、市道に接する都市計画区域外の第2種農地です。利用計画ですが、家屋の建床面積が120.66㎡で土地利用率は60.87%です。

転用に至った理由ですが、妻とアパートで2人で暮らしており、実家に近く利便性の良いところを住宅地として選定し、転用申請に至りました。

14番の申請者は堀口 光久様です。転用目的は敷地拡張で、有償の所有権移転をするものです。申請場所は、国道に接する都市計画内非線引き地域の第2種農地です。

転用に及んだ理由ですが、近隣で店舗を経営していますが、駐車場が足りず、駐車場用地を探していたところ、農地の管理に苦慮していた所有者と話がまとまり転用申請に至りました。

15番の申請者は合田 晋様です。転用目的は一般住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、市道に接する都市計画内非線引き地域の第2種農地です。利用計画ですが、家屋の建床面積が91.09㎡で土地利用率は24.96%です。

転用に及んだ理由ですが、結婚する予定となり、住宅用地を探していたところ、農地の管理に苦慮していた譲渡人と話がまとまり転用申請に至りました。

16番の申請者は土井 敬義様 智子様です。転用目的は一般住宅で、無償の所有権移転をしようとするものです。譲渡人は譲受人の母に当たります。申請場所は、市道に接する都市計画区域外の第2種農地です。

利用計画ですが、家屋の建床面積が85.26㎡で土地利用率は22.03%です。

転用に及んだ理由ですが、現在アパートに夫婦と子ども1人で生活していますが、子どもの成長に伴いアパートが手狭となり住宅を探していたところ、実家近くに母所有の農地があり転用申請に至りました。

17番の申請者は株式会社 サンクリーン 代表取締役 三野 義雄様です。

この申請は、12月定例会で審議いただき、知事に進達した案件です。先日2月13日に許可となり、代

理人が許可の連絡を譲渡人の一人にしたところ、許可日前に死亡していることがわかりました。このような場合、瑕疵のある行政処分ということで、許可が無効となります。

その後、代理人から許可の取消申請が提出され、併せて、亡くなった人以外の農地を利用して、同様の計画の申請がありました。県と相談したところ、申請者に大きな過失があるわけではなく、計画自体に変更はないと考えられるため、市農業委員会事務局の判断で申請を受け付けてもよい旨の連絡ありましたので、申請を受け付け本定例会の議案として上げさせていただきます。

計画は地図のとおりであり、事務所の建て替えは計画通りできるため、許可相当と考えます。

申請番号1番は転用面積が3,000㎡を超えるため、会長、副会長、地区担当委員、事務局で現地調査を行いました。それぞれの事業に対して、転用の必要性、事業に対する規模の妥当性、排水や道路に関する許可関係について確認しましたが、問題ありませんでした。

議案第3号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

**議長（会長）** 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番について、私から補足説明をします。別に問題ありません。

**議長（会長）** 2番、3番について、高橋 章 委員 補足説明をお願いします。

**高橋委員** 別に問題ありません。

**議長（会長）** 4番、5番について、富田 敏弘 委員 補足説明をお願いします。

**富田委員** 別に問題ありません。

**議長（会長）** 6番について、大西 恒利 委員 補足説明をお願いします。

**大西委員** 別に問題ありません。

**議長（会長）** 7番について、篠原 元良 委員 補足説明をお願いします。

**篠原委員** 別に問題ありません。

**議長（会長）** 8番について、豊田 敏計 委員 欠席のため私から補足説明します。

問題ないと聞いております。

**議長（会長）** 9番、10番について、山岡 都男 委員 補足説明をお願いします。

**山岡委員** 別に問題ありません。

**議長（会長）** 11番、12番について、齋藤 律男 委員 補足説明をお願いします。

**齋藤委員** 別に問題ありません。

**議長（会長）** 13番について、石川 豊 委員 補足説明をお願いします。

**石川委員** 別に問題ありません。

**議長（会長）** 14番から17番について、田中 光雅 委員 補足説明をお願いします。

**田中委員** 別に問題ありません。

**議長（会長）** 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

**全委員** 異議なし。

**議長（会長）** 特にないようですので、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に議案第4号「農地転用許可後の事業計画の変更について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

**農地係長** 失礼いたします。それでは、議案第4号について説明させていただきますので、議案書の14ページをご覧ください。

議案第4号 別紙記載の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請については、香川県農地関係事務処理要領の第3の1（3）の各号に該当しないので、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和5年2月21日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は3件です。議案書15ページをご覧ください。

1番は、小西不動産 株式会社 代表取締役 小西 幸夫 様からで、変更の内容は、分譲住宅の工期を延長するため

の変更申請です。

分譲住宅の工期を完了するには、造成して、すべての分譲地を売買する必要があります。本案件は未完了箇所が1筆です。

前回の申請が令和4年8月18日までだったので、変更申請を行い、令和6年8月18日に工期を延長するものです。2番3番は、有限会社 大斗開発 代表取締役 大西 由記 様からで、変更の内容は、分譲住宅の工期を延長するための変更申請です。

売買できていない区画は2番、3番ともに1区画です。

変更申請を行い、令和6年3月31日に工期を延長するものです。

議案第4号については以上であります。ご審議よろしくお願いたします。

**議長 (会長)** 事務局より説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

**全委員** 異議なし。

**議長 (会長)** 全員意見がないようですので、議案4号「農地転用許可後の事業計画の変更について」は、意見書を付して知事に進達します。次に、議案第5号「観音寺市農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

**事務局次長 (農政管理係長)** 失礼します。それでは、議案第5号について説明いたします。議案書の16ページをお開きください。

議案第5号観音寺市農用地利用集積計画(案)について

別紙記載の観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく「観音寺市農用地利用集積計画(案)」については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、原案のとおり決定する。

令和5年2月21日 農業委員会 会長からの提出です。

次の17ページをご覧ください。

議案第5号、別紙、農用地利用集積計画総括表(利用権設定) 令和5年2月28日公告案で、

こちらは、通常の個人間による利用権設定について集計したものです。

それでは、今月の地区ごとの設定面積を報告させていただきます。

観音寺地区 1,781 m<sup>2</sup>、高室地区 3,173 m<sup>2</sup>、常磐地区 6,519 m<sup>2</sup>、柞田地区 2,223 m<sup>2</sup>、木之郷地区 1,027 m<sup>2</sup>、豊田地区 11,906 m<sup>2</sup>、一ノ谷地区 12,643 m<sup>2</sup>、大野原地区 24,880 m<sup>2</sup>、豊浜地区 2,621 m<sup>2</sup>、合計 66,773 m<sup>2</sup>です。田63筆、畑10筆の利用権設定が提出されました。

今月は35件の申出がありましたが、その中で、20ページ萩原大樹さんの受入面積が空白ですが、萩原さん35歳は新規就農者で、まずは親戚の農地を借りて農業をすることになったものです。

次に32ページの矢野修司さんの農地面積が空白ですが、4月より認定新規就農者になる予定で、今回は義父の農地を借りることになったものです。

ほかは、特に気になる案件はありませんでしたので、個々の説明は省略させていただきます。

それでは、次に議案書の36ページをお開きください。

こちらの農用地利用集積計画総括表 農地中間管理権設定 令和5年1月31日公告(案)ですが、これは、香川県農地機構を通じた申し出を集計したものです。

それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸借について、地区ごとの集積面積を報告させていただきます。

常磐地区 1,668 m<sup>2</sup>、柞田地区 2,895 m<sup>2</sup>、豊田地区 893 m<sup>2</sup>、栗井地区 7,143 m<sup>2</sup>、一ノ谷地区 5,822 m<sup>2</sup>、大野原地区 14,649 m<sup>2</sup>、豊浜地区 17,576 m<sup>2</sup>、合計面積は、50,646 m<sup>2</sup>です。

今月は、田51筆、畑4筆、21件の設定があり、貸借が10件、使用貸借が11件となっています。

農地の出し手及び土地の所在地、借受者等につきましては、38ページから49ページに記載しており、令和5年3月1日付で設定される貸借となります。

議案第5号の説明については、以上で終わります。ご審議よろしくお願いたします。

**議長 (会長)** 事務局の説明が終わりましたが、議案第5号について何かご意見はありませんか。

**全委員** 異議なし。

**議長（会長）** 特になさいますので、議案第5号「観音寺市農用地利用集積計画（案）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

引き続きまして、議案第6号「農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）について」議題といたします。事務局より説明をお願いします。

**事務局次長（農政管理係長）** それでは、議案第6号について、説明させていただきますので、議案書50ページをご覧ください。

議案第6号 農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）について

別紙記載の、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による「農用地利用配分計画（案）」の作成にあたり、公益財団法人香川県農地機構 農地中間管理事業の実施に関する規程第12条第3項の規定により意見を聴取する。

令和5年2月21日 農業委員会 会長からの提出です。

次の51ページをご覧ください。

今月は4件の申し出があり、いずれも借受者変更に伴うものです。

いずれの貸借も利便性の向上のために行われるもので、令和5年4月1日からの設定となります。

議案第6号の説明については、以上です。

ご審議 よろしく お願いいたします。

**議長（会長）** 事務局の説明が終わりましたが、議案第6号について何かご意見はありませんか。

**全委員** 異議なし。

**議長（会長）** 特になさいますので、議案第6号「農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

引き続きまして、議案第7号「農地法第3条第2項第5号の面積の設定について」の廃止について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

**事務局次長** それでは、次に議案第7号について説明させていただきます。議案書52ページをお開きください。

議案第7号農地利用最適化推進委員の辞任について

農地利用最適化推進委員より辞職願が提出されたので農業委員会等に関する法律第23条の規定に基づき、農地利用最適化推進委員の辞任について同意を求めます。令和5年2月21日、農業委員会からの提出です。令和5年2月14日に、豊浜町箕浦地区の農地利用最適化推進委員であります横内義久委員より辞職願が提出されました。

横内委員につきましては、ご本人の体調不良（視力、心臓病）により、これまで治療や手術をしてきましたが、状況は芳しくなく、今後の推進委員活動に支障が出るとのことで、昨秋より、辞任の意向を示されておりました。

これまで何度かお話しもしてきましたが、今後も継続的な治療等が必要とのことで、事務局としましては、辞任の正当な事由であると確認いたしました。よって農業委員会等に関する法律第23条の規定により、農業委員会がこの辞任について同意するとしてよろしいか、ご審議よろしくお願いいたします。

なお、観音寺市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程第9条には、「推進委員の解嘱、失職及び辞任により構成区域において欠員が生じた場合は、この規程に定める手続きに基づき、速やかに当該構成区域の推進委員を補充するものとする」とあります。本日辞任のご同意をいただきましたら、明日より欠員補充の受付に入りたいと考えています。ホームページで公募を行い、挙がってきた推進委員候補者を

次回の3月の定例会で選任、決定する予定です。新委員の任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間です。

以上で議案第7号についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**議長（会長）** 事務局の説明が終わりましたが、議案第7号について何かご意見はありませんか。

**全委員** 異議なし。

**議長（会長）** 特にないようですので、議案第7号「農農地法第3条第2項第5号の面積の設定について」の廃止について」に対する意見はなく、「同意する」ということで決定させていただきます。

**議長（会長）** 以上で全ての議案が終了しました。ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かございませんか。事務局の方から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

[連絡事項]

**副会長** それでは、以上を持ちまして、令和4年度第11回農業委員会定例会を閉会いたします。ご審議お疲れ様でした。

<午後3時30分閉会>